

『解説！DC法令等改正』

2026年12月1日に施行されるDC法令等改正について、iDeCoに関する主な項目を解説し、必要なお手続きについてご案内いたします

1. iDeCoの掛金の拠出限度額引上げ

✓ iDeCoの拠出限度額（月額）が以下のとおり引上げられます（2026年12月分の掛金から適用）

改正内容

	国民年金第1号被保険者 65歳未満の任意加入被保険者 （自営業・学生等）	国民年金第2号被保険者※1 （会社員・公務員等）	国民年金第3号被保険者 （専業主婦（夫）等）
法改正前	6.8万円/月 （国民年金基金との合算額）	2.0～2.3万円/月 （他制度※2加入状況等で異なります）	2.3万円/月
改正 法改正後	7.5万円/月 （国民年金基金との合算額）	6.2万円/月 （他制度※2との合算額）	変更なし

※1 企業型DCの加入者で、マッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入できません

※2 他制度とは、企業型DCや、他の企業年金（DB、厚生年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度 等）を指します

掛金額増額のお手続きについて

日本生命のiDeCoへご加入されている方、かつ、拠出限度額の引上げに伴い掛金額の増額をご希望の方は、以下お手続きが必要です

<対象者>

iDeCo 掛金の拠出限度額が引上げになる国民年金第1号被保険者、第2号被保険者、任意加入被保険者のうち、以下①～③のすべてを満たす方

- ① 2026年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるよう、掛金額を増額する方
- ② 2026年12月分（2027年1月口座振替）掛金から変更される方
- ③ 掛金納付方法が毎月定額（月単位）拠出の方

<受付期間>

2026年12月1日～2026年12月24日

<手続方法>

・e-iDeCo※3よりお手続きください

お手続きの詳細は、当社iDeCo公式HP（<https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/401k/>）にある「登録内容の変更はこちら（e-iDeCo）」のボタンをクリックしてご確認ください

※3 e-iDeCoは、マイナンバーカードを利用したお手続きです

＊なお、e-iDeCoをご利用いただけない場合、または上記受付期間前に掛金額増額のお手続きを希望される場合は、以下事前受付のお手続きをご確認ください

●事前受付のお手続きについて

<受付期間>

2026年9月1日(火)から2026年10月30日(金)まで（必着）

＊受付期限までに、不備等のない書類をご提出いただく必要があります

<手続方法>

確定拠出年金コールセンターへお問合せのうえ、事前受付に関する専用帳票をお取り寄せいただき、必要事項をご記入のうえ当社へご提出ください

※現在、月別指定（年単位）拠出の方で、掛金額の引上げをご希望の場合は、毎月定額（月単位）拠出への変更とあわせてお手続きいただけます
ご希望の方は、確定拠出年金コールセンターへお申し出ください

<留意点>

・専用帳票は、2026年12月分からの掛金額変更（増額）手続きに限りご利用いただけます
企業年金制度等の加入状況コード（他年金コード）の変更等はできません

2. iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ

✓ iDeCoの加入可能年齢の上限が、70歳に上げられます

改正内容

	60歳	65歳	70歳
現行	国民年金被保険者 1号・3号被保険者 2号被保険者	任意加入被保険者	60歳以上65歳未満の以下いずれかが加入可能 ・国民年金第2号被保険者 ・国民年金の任意加入被保険者
法改正後	国民年金被保険者 1号・3号被保険者 2号被保険者	国民年金被保険者以外 任意加入被保険者	加入可能 ＜加入可能年齢の引上げ対象者＞ 以下のいずれかに該当する国民年金被保険者以外の方で、 老齢基礎年金※1やiDeCoの老齢給付金を受給していない方、 マッチング拠出を実施していない方が対象 ①iDeCo加入者 ②iDeCo運用指図者 ③企業年金からiDeCoに資産を移換する方 ※1 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する方は加入可能です

◆経過措置について

施行日から3年を経過する日までの間（2029年11月30日までに加入申出書の受付が完了する方）は、上記①②③に該当しない60歳以上70歳未満の方であってもiDeCoの加入が可能です（老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給された方等、一部の方は除きます）

加入のお手続きについて

加入可能年齢引上げに伴い日本生命のiDeCoへ新規加入（再加入※2）や継続加入※3をご希望の方は、書面での手続きが必要です

※2 iDeCoで運用指図のみ行っている方が、加入することを再加入といいます

※3 iDeCoにご加入中の方が、年齢到達や退職によりその資格を喪失し、加入者区分を変更して加入を継続することを継続加入といいます

＜対象者＞

上記加入可能年齢の引上げ対象者（経過措置含む）に該当する、iDeCoを活用した資産形成を継続しようとする方

＜手続方法＞

確定拠出年金コールセンターへお問合せのうえ、お手続き書類を取り寄せいただき、必要事項をご記入のうえ当社へご提出ください

【お問合せ先】

ニッセイ確定拠出年金コールセンター

ニッセイハローコール
0120-218656

■自動音声：24時間

■オペレーターによるご案内

月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

*オペレーターによるご案内は、祝日・振替休日、年末年始等を除きます。

*当面、左記営業時間としております。

営業時間は予告なく変更する可能性があります。

詳細につきましては、ニッセイ確定拠出年金インターネットのログイン画面（<https://401k.nissay.co.jp/>）の「お知らせ」をご覧ください。

*自動音声のアナウンス後、[* 9 #]をご入力いただくとオペレーターにつながります。